



福岡医発第 567 号 (地)
平成 25 年 5 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

平成 25 年次会計検査院実地検査における指摘事項について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 25 年 5 月 9 日付け福岡医発第 452 号において通知しておりました件に関連して、今般、福岡県保健医療介護部医療保険課より別紙の通り平成 25 年次会計検査院実地検査における指摘事項の内容が本会に参りましたのでご連絡申し上げます。

指摘事項 1 にあります「初診料・再診料等（配置医師）について」は、指定障害者支援施設に配置される医師は、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日保医発第 0331002 号）により、初診料、再診料等の算定ができないこととされておりますが、定員 150 名未満の知的障害者入所厚生施設及び知的障害者入所助産施設については、指定障害者支援施設への移行期限である平成 24 年 3 月 31 日までの間は、指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）に移行した後も給付調整を行わない取扱いとされていたことにより、今般、経過措置が切れたことに伴う指摘が散見される状況にあります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、福岡県医報 6 月号に掲載予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

公印省略

25 医保第 253 号
平成 25 年 5 月 13 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部医療保険課長

平成 25 年次会計検査院実地検査における指摘事項について（通知）

本県の医療保険行政の適正な運営に当たりましては、日頃から御協力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、会計検査院による平成 25 年次実地検査において、診療報酬の請求に関して別添の内容について指摘が行われております。

診療報酬の適切な請求については、従来から貴会の御協力を得て、各保険医療機関に対し指導を行っているところですが、類似する内容の指摘が例年会計検査院によって行われております。

つきましては、適切な診療報酬請求のため、指摘内容について貴会会報への掲載等により会員に周知していただきますようお願いいたします。

平成25年次 会計検査院実地検査指摘事項

※平成25年1月実施

1 初診料・再診料等（配置医師）について

指定障害者支援施設の入所者に対して当該施設の配置医師が診療を行った場合は、特別な必要があって行う診療を除き、「初診料」、「再診料」及び「特定疾患療養管理料」等を算定できないこととされているが、特定の医療機関において、再診料等を算定している事態が見受けられた。

【23医療機関】

2 療養病棟入院基本料（患者の医療区分判定疑義）について

特定の医療機関において、医療区分の評価に当たり、日数制限がある項目について制限日数を超えて連続して該当するものとしていたり、対象となる疾患、状態に該当しないと思料されるものについて該当するとしていたり、レセプトに入院期間の記載がなかったりするなど、医療区分の評価の実態について疑問がある事態が見受けられた。

【9医療機関】

3 入院基本料等加算（療養環境加算 算定対象外病室）について

療養病棟療養環境加算は、特別の療養環境の提供に係る病室に入院している患者に対しては算定できないこととされているが、特定の医療機関において、特別の療養環境の提供に係る病室に入院している患者に対しても同加算を算定している事態が見受けられた。

【1医療機関】

4 特定入院料（緩和ケア病棟入院料 標準数不足）について

緩和ケア病棟入院料は、医師の数が医療法に定める標準を満たしていない病院では算定できないこととされているが、特定の医療機関において、医師の数が医療法に定める標準を満たしていないのに、同入院料を算定している事態が見受けられた。

【1医療機関】

5 医学管理等（配置医師以外）について

指定障害者支援施設等の入所者に対して、当該施設の配置医師でない医師は、緊急の場合または配置医師の専門外にわたる疾患である場合を除き、みだりに診療を行ってはならないとされているが、特定の医療機関において、配置医師でないにもかかわらず定期的に施設の入所者に対して診療を行っている事態が見受けられた。

【1医療機関】

6 在宅医療料（在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 施設入所者算定）について

在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料は、特別養護老人ホーム等の入所者に対して算定できないこととされているが、特定の保険医療機関において、指定障害者支援施設の入所者に対して、同管理料を算定している事態が見受けられた。

【1 医療機関】

7 在宅医療料（在宅患者訪問診療料等 施設入所者算定）について

在宅患者訪問診療料は、特別養護老人ホーム等の入所者の場合は、特別養護老人ホームの入所者であって末期の悪性腫瘍である者などを除き算定できないこととされているが、特定の医療機関において、特別養護老人ホームの入所者であって末期の悪性腫瘍でない者などに対して、在宅患者訪問診療料等を算定している事態が見受けられた。

【7 医療機関】

8 リハビリテーション料（区分誤り）について

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準の届出を行っている特定の保険医療機関において、対象疾患に応じて運動器リハビリテーション料（Ⅱ）を算定すべきであるのに、それより点数が高い運動器リハビリテーション料（Ⅰ）で算定している事態が見受けられた。

【3 医療機関】

9 訪問看護療養費（施設入所者算定）について

訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費等は、特別養護老人ホーム等に入所している患者については算定できないこととされているが、特定の訪問看護ステーションにおいて、指定障害者支援施設に入所している患者に対して訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費及び情報提供療養費を算定している事態が見受けられた。

【1 訪問看護ステーション】